

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな</p> <p>は、第6条に規定する受給者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 前条に規定する対象者のうち、父、母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族でない児童で当該ひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな</p> <p>は、第6条に規定する受給者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 前条に規定する対象者のうち、父、母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族でない児童で当該ひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>